

いすみ市いじめ防止基本方針 (案)

平成 28 年 月

いすみ市・いすみ市教育委員会

目 次

第1章	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	いじめの定義	1
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
3	いじめの防止等に関する基本的な方策	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめへの対処	3
(4)	地域や家庭との連携	3
(5)	関係機関との連携	3
第2章	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1	市及び教育委員会が実施する取組	4
(1)	いすみ市いじめ防止基本方針の策定	4
(2)	いすみ市いじめ問題対策連絡協議会の設置	4
(3)	いすみ市いじめ対策委員会の設置	4
(4)	教育委員会が実施する取組	4
2	学校が実施すべき取組	5
3	保護者の役割	5
4	市民及び事業者等の役割	5

第3章 重大事態への対処	・・・	6
1 教育委員会又は市立学校による調査	・・・	6
(1) 重大事態とは	・・・	6
(2) 重大事態を認知した場合の対応	・・・	6
(3) 調査の主体等の決定	・・・	7
(4) 調査について	・・・	7
(5) 調査結果の報告等	・・・	10
(6) 関係機関等との連携について	・・・	11
2 調査結果の結果を受けた市長による再調査及び措置	・・・	11

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、地域社会全体が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との認識を持つ必要がある。そして、いじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備し、いじめの未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。

全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校を含めた地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが求められる。

そこで、いすみ市は、いすみ市いじめ防止対策推進条例（平成 27 年いすみ市条例第 39 号。以下「条例」という。）を制定し、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）に基づき策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を参酌して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いすみ市いじめ防止基本方針」を策定します。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

条例第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、千葉県、市、学校、保護者、市民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの防止等に関する基本的な方策

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば PTA や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等を想定）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 市及び教育委員会が実施する取組

市及び教育委員会は、いすみ市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

(1) いすみ市いじめ防止基本方針の策定

市及び教育委員会は、条例第10条及び法第12条（地方いじめ防止基本方針）の趣旨を踏まえ、国・県の基本方針を参酌し、市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いすみ市いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) いすみ市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例第12条の規定により、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、いすみ警察、その他の関係者により構成される「いすみ市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

(3) いすみ市いじめ対策委員会の設置

教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、いすみ市いじめ対策委員会を設置する。

法第28条第1項に規定する重大事態の調査について、弁護士、精神科医、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

(4) 教育委員会が実施する取組

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

また、教職員に対し、いじめの防止等に関する研修を実施し、資質能力の向上を図る。

2 学校が実施すべき取組

学校は、法第 13 条の規定に基づいて学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、法第 22 条に基づき、当該市立学校の複数の教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ対策会議」という。）を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

3 保護者の役割

保護者は、第一義的な責任を有するものであり、児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導を行うよう努める。

また、加害児童生徒の保護者は、適切な指導やしつけを行っていたかどうかが問われたり、賠償責任が問われたりする可能性もある。

一方、児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護する必要がある。基本理念にもあるとおり、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが何より優先すべきである。しかし、実際には、いじめを受けている児童生徒は、保護者に心配をかけたくないという思いや、家庭だけはいじめと無関係の空間にしておきたいなど様々な考えから、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠すことがある。このため、いじめの認知が難しい場合がある点について、留意する必要がある。

4 市民及び事業者等の役割

市民及び事業者等は、児童生徒に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努める必要がある。

いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、教育委員会、市立学校などに情報を提供するよう努める必要がある。いじめは学校外において起こることも少なくない。学校外で、暴力を伴ういじめ事案が発生すると、人の目が届きにくいことから重症化する傾向もあり速やかな対応が必要となる。

第3章 重大事態への対処

1 教育委員会又は市立学校による調査

(1) 重大事態とは

【法第28条 抜粋】

- | |
|--|
| <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> |
|--|

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態（重大事態のおそれのあるものを含む。）を認知した場合の対応

まず、いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、当該市立学校は、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策会議」を迅速に開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。以後、一貫した組織的対応を行う。

次に、当該組織を活用し、情報を整理し、当該事案が重大事態に当たるか否か判断するが、判断に迷う場合は、教育委員会に連絡し、協議をしながら対応を決定する。

重大事態と認められる場合、当該市立学校は、次の方法で速やかに市長に報告

する。

市立学校→教育委員会→市長

※教育委員会は、県教育委員会（東上総教育事務所を經由）に情報提供する。

（３）調査の主体等の決定

重大事態への対処は、教育委員会又は当該市立学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

教育委員会は、当該いじめ事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。その際、調査組織の公平性・中立性の確保が重要であり、当該市立学校の事案について、教育委員会が調査を行う場合は、「いすみ市いじめ対策委員会」を活用し、いじめ対策委員会委員長が会議を招集する。

なお、当該いじめ事案の被害児童生徒や保護者が当初から当該市立学校の対応に不信感を持っている場合や、当該市立学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、市立学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この場合でも、当該市立学校は被害児童生徒の安全確保や加害児童生徒への対応、調査のための資料の提供等、当該市立学校として組織的な対応が求められることは言うまでもなく、「いじめ対策会議」を活用した対応を継続する。

（４）調査について

調査に当たっては、参考に示した国の基本方針の内容により適切に実施する。

また、調査等における資料について、調査を担当する組織自らが収集することも想定されるが、実際には、当該市立学校から提出されるものの検討が大きな比重を占めることになる。その際、当該市立学校に都合の悪い内容を隠蔽しないのは当然のことであり、調査が進行する中で、新たに資料を提出し、隠蔽していたのではないかと疑念を持たれるような対応は、避けるべきである。

なお、児童生徒に質問紙調査を実施する場合は、調査により得られたアンケートを、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることから、調査前に、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

国の基本方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）（参考）

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

4 重大事態への対処（1）学校の設置者又は学校による調査

1) 重大事態の発生と調査 ⑤事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、別添2の「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第 28 条第 1 項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある

（５）調査結果の報告等

組織による調査が終了したら、調査結果を当該市立学校及び教育委員会が確認し、被害者側に事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。その際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を拡大解釈し、説明を怠るようなことがあってはならない。

なお、加害者側にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えることとするが、伝え方や時期については、被害者側への配慮に留意するとともに、事案に応じて警察との調整を行う。

その後、調整結果を、当該市立学校により次の方法で、文書により報告する。

（いじめの重大事態の調査結果の報告）

市立学校→教育委員会→市長

※教育委員会は、県教育委員会（東上総教育事務所を經由）に情報提供する。

※報告を受けた市長は、必要と認める場合、総合教育会議において協議する。

また、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の

報告に添えることとする。

(6) 関係機関等との連携について

いじめの重大事態への対応に当たっては、必要に応じて早期に警察や児童相談所等関係機関との連携を図りながら対応することが求められる。

2 調査結果の結果を受けた市長による再調査及び措置

市長は、当該市立学校におけるいじめの重大事態の調査結果を踏まえ、必要があると認める場合は、附属機関を設けて調査を行う等の方法（附属機関を設けない場合は、市の行政部局が第三者等の意見を求めながら調査を実施することや、市の監査組織等を活用することなど）も考えられる。）により、調査の結果について再調査ができる（条例第 17 条）。そして、当該市立学校の事案の場合、調査結果について議会への報告が必要となる（法第 30 条第 3 項）。

なお、国の基本方針によると 1 で述べた教育委員会又は当該市立学校による調査と並行して、市長が調査を行うことも想定できる。この場合は、児童生徒への心理的な負担や調査の重複の問題等を十分考慮する必要がある。